

データ505® お申込のご案内

1 お申込書にご記入ください

初期診断 お申込書

本紙最終ページにある約款をご確認の上、お客様の情報、ご依頼いただく機器・障害の状態など、ご依頼いただくにあたり基本的な情報をご記入下さい。復旧したいデータ等もお書き添え下さい。ご不明な箇所は空白で結構です。

2 お申込書と復旧したいメディアを宅配便でお送りください

【送り先】

〒101-0025

東京都千代田区神田佐久間町 2-22

秋葉原再開発ビル 4F

オーインクメディアサービス株式会社

秋葉原技術センター 宛

TEL. 03-5833-1105

- 破損防止のため、梱包は厳重にお願いします。
梱包材はヤマト運輸「パソコン宅急便」が便利です。
ヤマト運輸 0120-01-9625
- 当社では配送時の紛失・事故等は責任を負いかねます。
- 運賃はお客様ご負担でお願いします。
着払いは受け取りできません。

【データ復旧までの流れ】

初期診断 お見積

当社到着次第「初期診断」を実施します。

■復旧料金

■復旧期間の見通し

を、お客様にご連絡いたします。分解等加工をする作業は行いません。作業を行っても復旧不可能な可能性が高い、あるいはご予算・復旧期間が見合わない場合は運賃着払いで返却いたします。

復旧

■復旧の実施

データの復旧作業を行い、復旧したデータを納品用媒体に書き込みます。納品媒体は当社でご用意、あるいはお持ち込み（データが入っていないもの）も可能です。

お支払

■料金のお支払

復旧料金をお振り込み下さい。
ご来店の場合は納品時にお支払も可能です。（クレジットカード可）

納品

■納品媒体のお引渡し

ご来店のもしくは宅配で納品いたします。

データSOS サービス委託基本約款

私(当社)は、オーインクメディアサービス株式会社(以下、「オーインク」という)に対し、コンピュータのデータ復旧に関するサービス(通称「データSOS サービス」以下、「本サービス」という)を依頼するにあたり、次の各条項のとおり確認します。

第1条(本サービスの内容)

本サービスは、私の提供する正常に動作しないパソコン本体その他の電子機器等(以下「障害媒体」という)からデータを復旧することを目的とし、私が障害媒体の集荷・調査・データ復旧を依頼し、オーインクがこれに応じて委託作業を行うものです。

第2条(確認事項)

私は、本サービスの内容について次の事項を確認します。

- ① 本サービスは、破損した機器、障害媒体自体の修理及びファイルに含まれるデータ内容の修復を含みません。
- ② 本サービスを実施、復旧したデータの正常性は保証されません。
- ③ 本サービスにおいてオーインクは、本サービス作業過程で発生した障害媒体の破損、データ消失等による私の損害につき、原状回復を含む一切の責任を負いません。障害媒体の輸送中に発生した事故についても、同様とします。
- ④ 本サービスは、本サービス作業完了後、私へ返却した障害媒体の正常動作を保証するものではありません。
- ⑤ 本サービス実施により、オーインクの機密ノウハウが障害媒体に残る場合、オーインクは私に対する当該障害媒体の返却義務を免れる場合があります。
- ⑥ 本サービスは、障害発生以前の状態でOSおよびアプリケーションが起動可能な状態で障害媒体の返却を内容とするものではありません。
- ⑦ 本サービスを通じOSリカバリーオプションを別途委託した場合、障害媒体購入時の初期設定等については、納品後、私によって再度設定する必要があります。
- ⑧ 本サービスは、より多くのデータ復旧のため、ハードウェアに異常がある場合に障害媒体の开封等を含む加工を行うことがあり、私は委託した障害媒体の原状回復を求めることを行いません。
- ⑨ 本サービスは、データ返却用媒体は復旧データの受け渡しを唯一の目的とし、以後の使用を保証するものではなく、また、OSの名付け規則に合致しないものなどはデータ返却用媒体作成時に別名保存される場合があります。

第3条(本サービス委託契約の成立)

1. 私は、本約款、データSOS調査依頼書、復旧データ指定用紙及び引取サービス申込書記載の諸条件をもって、各サービスをオーインクに委託し、オーインクは委託を受けた内容について本約款および前記の諸条件に基づきこれを実施します。
2. 本サービス委託契約は、私が本約款に署名し、及び①調査依頼書②復旧データ指定用紙③集荷手配依頼書のいずれか又は全ての所定事項を記入し、オーインクがこれらを受領することによって成立します。

第4条(集荷または持ち込み)

1. オーインクは、私からの集荷または持ち込み後、私へ返却するまで障害媒体等を保管します。
2. 前項の間、オーインクは、障害媒体について善良な管理者の注意義務をもって保管する義務を負います。
3. 私が集荷による受け渡しを選択した場合には、集荷手配依頼書記載の諸条件にのっとり、オーインクは障害媒体及びその付属機器を集荷します。
4. 集荷に際しては、私は原則としてオーインクの指定する宅配業者を使用します。また運送費用および特殊梱包・輸送保険等の費用は私の負担とします。
5. 前2項の集荷の際の運送契約は、オーインクが申し込みを代行するもの、私と宅配業者との間の契約であり、オーインクは、運送契約上の事故・障害媒体の破損等について私に対し一切責任を負いません。
6. 集荷中の事故等により、私が運送会社等に対して損害賠償請求を行う場合、オーインクは必要に応じて私に協力します。

第5条(データ復旧可否の調査)

1. オーインクは、障害媒体を私から受領した後、私が記載した「調査依頼書」に基づき障害媒体からデータ復旧が可能か否か及びデータ復旧の可能範囲について調査を行います。
2. オーインクは、前項の調査実施後、データ復旧の可否を踏まえた「データSOS調査報告書」及びデータ復旧実施にかかる期間、費用等を記載した「データ復旧費用明細書」を作成し、私にFAX、電子メールまたは郵送にて通知します。
3. 私は、前項の通知を受領した後10日以内に、オーインクに対し、データ復旧の依頼をするか否かを回答します。私の申し出が無い場合、当然に本サービス委託契約は終了します。
4. 第1項の調査の結果、データ復旧が不能の場合又は前項により本サービス委託契約が終了した場合、オーインクは、私に対し、所定の調査費用を請求できます。
5. 前項により本契約が終了した場合、オーインクは、私に対し、速やかに集荷した障害媒体及びその付属機器を返却します。
6. 私が本条第2項の通知を受領した後、20日以内に第3項のデータ復旧の依頼を申し出て再度本サービス委託契約を締結しない場合、オーインクは、第1項の調査作業過程で一時的に障害媒体から移転保存した全データを消去することができ、それにより以後、同程度のデータ復旧は保証されないことにつき、私に対し一切責任を負いません。
7. 第1項の調査の結果、オーインクがデータ復旧不能と診断したにもかかわらず、納品後2ヶ月以内に他のデータ復旧事業者により復旧が可能と診断された場合、私はオーインクに対して調査費用の返金を求めることができます。その場合、下記の書類を提出します。
 - ・他のデータ復旧事業者より提出された調査報告書(事業者名および個別具体的な調査結果の明記された物)
 - ・他のデータ復旧事業者より提出された復旧可能なデータのリスト

第6条(データ復旧等)

1. 私は、データ復旧を依頼する場合には、第5条2項に記載された費用の総額を支払います。
2. 費用総額の支払が完了した後に、オーインクはデータ復旧作業に着手するものとします。
3. オーインクは、原則として、データ復旧の依頼があった時点から、第5条2項の「データ復旧費用明細書」所定期間までにデータ復旧を実施完了します。
4. 前項の規定にかかわらず、次の各号の一つに該当する場合には、オーインクは、私に対しデータ復旧期間の変更を求めることができます。
 - ① 私が依頼する作業の内容に変更がある場合
 - ② 私が当該作業遂行に必要な資料、情報、機器等(以下、資料等という)の提供をしない場合
 - ③ 私から提供されるべき資料等の到着が遅延したか又は提供された資料の誤りのため当該作業の進捗に支障が生じたとき
 - ④ 天災その他不可抗力によりデータ復旧期間までに作業を終了することが困難になったとき

第7条(オプションサービス)

1. 私は第5条2項の「データSOSお見積書」に記載のオプションサービス費用を支払うことにより、オプションサービスの申し込みをすることができます。
2. オプションサービスの取扱については、第6条記載のデータ復旧作業と同様とします。
3. 第5条2項における見積総額は、オプションサービスの費用も含め計算します。
- 第8条(作業場所および提携業者への再委託の承諾)

1. オーインクによるデータ復旧作業およびオプションサービスについては、媒体の種類・状況によりオーインクの施設およびオーインクと提携する国内施設ならびに米国施設において行うものとします。
2. 私は、オーインクがデータ復旧等を行うにあたって提携業者への再委託を行う場合があることを予め承諾します。

第9条(本サービスの完了および配送等)

1. 第6条に基づくデータの復旧後、30日以内に、オーインクは、私に対し、私が指定する宅配便又は引き取りの方法で、集荷した障害媒体、その付属機器及びデータ返却用媒体を通じて復旧データを納品し、同時に納品書及び受領確認書を交付します。
2. 復旧データおよび障害媒体等の配送を宅配便で行う場合の宅配業者の指定、費用負担に関しては第4条4項を準用します。
3. 前項の配送の際の運送契約内容及びオーインクの責任に関しては、第4条5項を準用します。
4. 配送中の事故等により、私が運送会社等に対して損害賠償請求を行う場合には、第4条6項を準用します。
5. 私は、オーインクに対し、第1項の納品書及び受領確認書を納品から10日以内に返送します。
6. 私がオーインクに対し前項受領確認書を返信するか又は前項納品書及び受領確認書の返送がないまま納品から10日が経過した場合、本サービス委託契約は完了します。

第10条(本サービスについての検査)

1. 私は、第9条1項の納品後直ちに受領確認書に基づき検査を行い、過誤その他の瑕疵があったときは、納品から10日以内にオーインクに通知します。
2. 前項の期間中に私の通知がないときは、本サービスは本条第1項所定の検査に合格したものとします。
3. 本サービスについて検査に合格した場合には、私はオーインクに対して、本サービスに関する何らの異議も述べません。

第11条(データ復旧費用等の支払)

1. データ復旧費用等の支払い方法は以下のいずれかとなります。

- ① 銀行振込
- ② オーインクのもとに來社して現金またはオーインクの取り扱うクレジットカードで支払う。
2. オーインクは、私からのデータ復旧費用等の支払が無い場合、預かった障害媒体等および復旧したデータを引き渡さないことができます。

第12条(個人情報取り扱い)

1. オーインクは、個人情報ならびに私から預かった障害媒体内のデータについて、作業期間中は厳重に取扱い、復旧作業等の目的達成に必要な範囲内で使用します。
2. オーインクは、復旧作業等が終了した場合には、私との連絡・配送等の輸送・不具合発生時の対応等サービス提供に関わる目的や、サービス提供後の管理目的、および弊社からの情報提供以外の目的では私の個人情報を使用しません。
3. 前2項の他、個人情報に関するオーインクの対応は、オーインクのホームページに掲載するプライバシーポリシーに基づいて行うものとします。

第13条(解除)

1. 私又はオーインクは、相手方に次の各号に掲げる事由の一つが生じたときには、何らの催告なく直ちに本契約を解除することができます。
 - ① 支払不能に陥ったとき
 - ② 強制執行、仮差押え、もしくは仮処分が命じられたとき、または滞納処分を受けたとき
 - ③ 破産手続、民事再生手続、会社整理、会社更生手続等が開始された場合
 - ④ 解散の決議または他の会社と合併した場合
 - ⑤ 自ら振り出しもしくは引き受け手形または小切手が不渡りとなったとき
 - ⑥ 監督行政庁より営業の停止または取消を受けたとき
2. 私又はオーインクは、相手方が本契約書に定める約定期間を定めて催告を行ったにもかかわらず、履行されない場合は、本契約を解除することができます。

第14条(合意解約)

私とオーインクは、契約期間中といえども双方の合意がある場合には、本契約を合意解約することができます。

第15条(協議)

本契約に定めがない事項又は本契約に関して疑義が生じたときは、私及びオーインク双方信義誠実の原則に従い協議し解決します。

第16条(合意管轄裁判所)

本契約に関し訴訟の必要が生じた場合は、東京地方裁判所を第一審の専属合意管轄裁判所とします。

オーインクメディアサービス株式会社